

四街道市公用車（グリーンスローモビリティ） 広告掲載募集要領

四街道市では、市の保有する資産の有効活用と事業者に広告媒体を提供することで地域経済の活性化に資することを目的とし、「四街道市公用車（グリーンスローモビリティ） 広告掲載募集要領」により、グリーンスローモビリティ※¹に掲載する有料広告を募集します。

住民等の移動支援を図るため、SDGsへの貢献も期待される明るいオレンジカラーのグリーンスローモビリティを活用した実証実験を令和3年10月より開始し、現在は週3日、市内を運行しています。

グリーンスローモビリティに広告を掲載することによって、地域貢献によるイメージアップや企業の認知拡大にも期待ができます。

※¹グリーンスローモビリティとは、時速20キロメートル未満で公道を走ることのできる電動自動車です。

1 募集内容

広告を掲載できる車両は下記のとおりです。

車両番号	車両名	車両種別
千葉503ね5236	グリーンスローモビリティ	小型乗用

2 広告掲載箇所

公用車（グリーンスローモビリティ）の左右両側面及び後面とする。

3 広告の材質

広告の材質は、ラッピングフィルム、カッティングシート等剥離が可能な素材でかつ広告の撤去に際し、車体の塗装の剥離が発生しないもので貼付するものとし、車体への塗装は行わないものとする。

4 規格、掲載料

広告掲載位置	規格（縦×横）	枠数	広告掲載料（月額）
①右前側面	縦300mm×横500mm	1枠	5,000円
②右後ろ側面	縦300mm×横2,000mm		20,000円
③左前側面	縦300mm×横500mm		5,000円
④左中側面	縦300mm×横1,000mm		10,000円
⑤左後ろ側面	縦300mm×横1,000mm		10,000円
⑥後面	縦300mm×横500mm		5,000円

5 広告の掲載期間

掲載開始月から各年度の3月31日まで（更新により延長可能です。）

6 募集期間

常時、先着順で受付します。

7 申込方法

四街道市公用車（グリーンスローモビリティ）広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、必要書類（広告掲載イメージ、広告主の事業内容が記載された書類）を添付の上、下記窓口までご提出ください。

申込者が広告代理事業者の場合は、併せて委任状をご提出ください。

提出先：四街道市役所 暮らし安全交通課交通政策係

※受付時間は、9時から16時30分（土、日、祝日、年末年始は除く。）

8 掲載決定方法

申込内容を審査し、四街道市公用車（グリーンスローモビリティ）広告掲載申込結果通知書（様式第2号）により、掲載の可否を申込者に通知します。

9 屋外広告物の許可申請

本広告物は、千葉県屋外広告物条例による許可が必要となりますので、掲載の決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、四街道市役所都市部都市計画課で屋外広告物の許可申請手続きを行ってください。許可申請手数料は掲載者の負担となります。

10 広告掲載料の納付

掲載者は市長が指定する期日までに市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して納付してください。

11 広告の作成

広告物は掲載者が作成し、作成に係る費用は掲載者の負担となります。

12 その他

本事業の実施にあたっては、本募集要領のほか「四街道市広告事業実施要綱」、「四街道市広告掲載基準」及び「四街道市公用車（グリーンスローモビリティ）広告掲載要領」の内容を事前に確認し、その他関係法令も含め遵守いただくようお願いします。

1 3 問 い 合 わ せ 先

四街道市鹿渡無番地

四街道市役所くらし安全交通課交通政策係

電 話 043-421-6104

F A X 043-424-8920

E mail yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp